

# 「新たな評価」を通じた質保証システムの担保について



## ■2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)(平成30年11月 中央教育審議会)【抄】

### 教育の質保証システムの確立

(中略)

- 設置計画履行状況等調査及び認証評価については、教育の実質的な改善を促すために、設置計画履行状況等調査における指摘事項及びその後の改善に向けた対応状況や認証評価の結果を踏まえ文部科学大臣が認めた大学における法令違反について、資源配分への反映や学校教育法第15条に基づく改善勧告、変更命令等の段階的措置を行うことを検討する。
- 加えて、認証評価については、現在法科大学院の認証評価のみが対象となっている大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うことを認証評価機関に義務付けた上で、適合しているとの認定を受けられなかった大学については、教育研究活動の状況について文部科学大臣へ報告又は資料を提出することを求めることとする。

### 学校教育法改正(令和2年4月1日施行)

- 認証評価機関は、大学等の教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする  
(学校教育法第109条第5項)
- 大学等は、適合している旨の認定を受けるよう大学等における教育研究水準の向上に努めることとする  
(学校教育法第109条第6項)
- 文部科学大臣は、適合している旨の認定を受けなかった大学等に対して、報告又は資料の提出を求めるものとする  
(学校教育法第109条第7項)

### (参考) 平成31年4月3日文部科学委員会 政府参考人答弁

認証評価につきましては、その結果について行政処分又は直接的な資源配分に結びつける仕組みとはなっていない。それは、認証評価というのは、文部科学省令に規定している大枠を踏まえた上で各認証評価機関が独自に定める評価基準で行っておりますので、その認証評価の結果を国立大学運営費交付金や私学助成の配分に直接活用することは困難であるということでございます。

# 現在の機関別認証評価の受審結果の状況

- 第3サイクルで不適合を受けた大学は16校（令和2年学校教育法改正後に不適合を受けた大学は15校）うち再（追）評価を受審し適合の評価を受けたのは4校である。
- 不適合が継続している大学に対しては、高等教育の質保証を徹底するため、速やかに指摘事項の改善を行い、再（追）評価を受審し、適合を受けるようことを促すために、これまで以上に厳格な措置を図ることが必要。
- さらに、改善を促しても改善をしない大学（併せて法令に違反している大学）に対しては、対応手順のフローを明確にし、厳格に対処していくことにより、高等教育の質保証の実効性を確保する必要がある。

機関別認証評価実施数（大学・短期大学・高等専門学校）

実施年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
		← 第1サイクル						← 第2サイクル						← 第3サイクル						← 第4サイクル				
実施数（※1）		34	83	136	205	177	232	270	57	97	150	220	210	228	204	56	106	152	227	213	200	189	74	3,520
評価結果	適合	32	83	135	200	167	224	242	54	93	145	217	200	219	194	53	105	150	224	212	196	184	71	3,400
	保留	2	0	1	5	10	8	25	3	2	2	1	9	6	5	3	0	0	0	0	0	0	0	82
	不適合	0	0	0	0	0	0	3	0	1	3	2	1	3	5	0	1	2	3	1	4	5	3	37
再（追）評価 （※2）	適合	0	0	0	1	0	1	8	11	6	10	4	4	4	5	6	4	9	1	1	0	0	3	78
	不適合	0	0	0	1	1	0	0	0	2	4	0	0	0	0	1	3	1	1	0	0	0	0	14

（※1）H24年度において、認証評価結果の取消があることから、実施校数と評価結果の合計数が異なる。

（※2）再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

## (2) 評価結果の活用の在り方

### <具体的な対応方策>

#### 資源配分への活用の検討

「要是正」機関への私学助成の減額・不交付等の資源配分への反映

○ 現在の認証評価においては、大学教育再生戦略推進費のような高等教育機関の優れた取組を重点的に支援する補助金の基礎的要件として高等教育機関の教育研究活動の質が担保されているべきという考え方の下、「不適合」の判定を受けていないことを事業の申請要件とするなどの政策面で活用しているところである。前述のとおり、**「新たな評価」の実施に当たっては、質保証の視点から基準・項目の共通化を図り、質向上の視点については評価の観点等を調整することで、評価結果を資源配分等の政策に活用することも文部科学省は検討**し、各高等教育機関の改善努力を後押しするようにすべきである。

(中略)

○ 「質保証の視点」で示した評価基準・項目は法令等で求められる水準を基にしていることから、学部等の評価において（「質保証の視点」で示した基準・項目を満たさない場合は「要是正」として判断することになるが、「要是正」学部等の場合、法令で求められる水準に達していないおそれがあることから、確実な改善が行われるよう、文部科学省は、ペナルティを含めたその後の対応を検討することが必要である。

現在の認証評価において、「不適合」の判定を受けた高等教育機関は適合認定を受けるべく、再度評価を受審することができるが、「新たな評価」においても、前述したように「要是正」機関は可及的速やかに自律的な改善を図った上で再度評価を受審することが求められる。「要是正」機関については、高等教育機関は法令等で求められる教育活動の水準に達していないことから、**学位授与機関の正当性としての疑義があることを意味し、文部科学省は当該機関に学部の新設等は認めない制度的措置を講じるべき**である。

改善が図られるまでの申請処分の資格停止・保留

さらに、**文部科学省は「要是正」機関から改善状況を聴取し、当該機関が実効性ある改善を行うよう担保**するためにも、**改善の取組がなされていない、不十分である又は改善の見通しが無い場合は、法令違反に係る学校教育法第 15 条の規定の措置も含め厳しい是正措置を講じていく**。加えて、「新たな評価」の結果については、**データプラットフォームや認証評価機関において公表するのみならず、質保証の責任を担う高等教育機関において、情報公表を進める**。

改善実施状況のモニタリング・社会への開示の強化

○ なお、現在の認証評価制度においても「不適合」の判定を受けている高等教育機関は存在し、文部科学省は当該機関の教育研究等の状況について報告又は資料の提出を求め、改善を行った上で再度評価を受審するよう促しているが、「不適合」の状態が継続している高等教育機関があるのも現状である。

国からの是正指導等

現在の認証評価制度において「不適合」の判定を受けていることは、高等教育機関としての運営・教育に関し重大な課題を抱えていることを示すものであるため、**現在の認証評価において「不適合」の状態が継続している高等教育機関に対しても、評価結果の公表や法令上の措置等、「新たな評価」を待たずに文部科学省において厳格な対応を直ちに講じることが必要**である。

# 新たな評価を通じた高等教育の新たな質保証システムの担保について（案）

## <「要是正」機関への対応>

### ①改善が図られるまでの申請処分の資格停止・保留

- 大学教育再生戦略推進費における「申請資格」を停止
- 新たな学部等の設置について改善が認められない場合（再評価を受け、「適合」状態とならない限り）は不認可とする措置

### ②改善実施状況のモニタリング・社会への開示の強化

- 「要是正」状態が継続する間、文部科学省による報告・資料提出だけでなく、必要に応じて面接、現地調査を実施を通じたモニタリングの継続
- 「要是正」機関は、評価結果、改善計画及び改善状況を社会へ公表することの義務づけ

### ③国からの是正指導等

- 要是正状態の継続的な改善指導、再評価受審の勧奨等
- 法令違反に対しては法第15条により厳格に対応

## 【対応フロー】

### 評価機関

評価結果を文部科学省に通知



### 文部科学省

- 「要是正」機関の状況について報告・資料の提出を求め、状況・改善計画を確認  
（必要に応じて面接、現地調査を実施することを通じた状況の把握）
- 再（追）評価を受審するよう改善指導



- 「要是正」機関から脱却するまで報告、資料提出の要請の継続



- 改善を促しても改善を行わない場合（再評価の受審を求めているにもかかわらず、正当な理由なく受審しない場合）には、その旨を文部科学省から社会に公表することも検討



- 法令違反がある場合で特に
- ✓ 重大な法令違反等即時に是正が必要な場合
  - ✓ 法令違反状態が放置され、改善の見込みがない場合
- については、直ちに次の措置へ



大学設置・学校法人審議会による審議を経て

- 学校教育法第15条第1項に基づく「勧告」
- 「勧告」後、なお改善がみられない場合は、同条第2項に基づく「変更命令」
- 「変更命令」によっても改善されない場合は、同条第3項に基づく「廃止命令」

**【参考】 学校教育法(昭和22年法律第26号) (抄)**

第15条 文部科学大臣は、公立又は私立の大学及び高等専門学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定に違反していると認めるときは、当該学校に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

② 文部科学大臣は、前項の規定による勧告によつてもなお当該勧告に係る事項(次項において「勧告事項」という。)が改善されない場合には、当該学校に対し、その変更を命ずることができる。

③ 文部科学大臣は、前項の規定による命令によつてもなお勧告事項が改善されない場合には、当該学校に対し、当該勧告事項に係る組織の廃止を命ずることができる。

④ 文部科学大臣は、第1項の規定による勧告又は第2項若しくは前項の規定による命令を行うために必要があると認めるときは、当該学校に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

第95条 大学の設置の認可を行う場合及び大学に対し第四条第三項若しくは第十五条第二項若しくは第三項の規定による命令又は同条第一項の規定による勧告を行う場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

第109条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項及び第五項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

②～④ 【略】

⑤ 第2項及び第3項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況(第2項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第3項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第7項において同じ。)が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。

⑥ 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定(次項において「適合認定」という。)を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。

⑦ 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

**【参考】 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号) (抄)**

第43条 法第九十五条(法第二百二十三条において準用する場合を含む。)の審議会等で政令で定めるものは、大学設置・学校法人審議会とする。